

子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について

市民福祉部 子ども家庭課

調査の目的

子ども・子育て支援法に基づき、「第3期中津川市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）の基礎資料となるニーズ調査（アンケート）を行います。子育て世帯が抱える課題や児童本人の声などを聴き、行政が求められている支援等を分析して次期計画の策定につなげることを目的とし実施します。

調査対象

- ①就学前児童の保護者：無作為抽出 1,500 世帯
- ②小学生児童の保護者：無作為抽出 1,800 世帯
- ③ひとり親家庭の保護者：無作為抽出 400 世帯
- ※①～③は、調査票を郵送し、web 方式の回答フォームまたは、返信用封筒でアンケートを回収
- ④小学生本人（5年生）… 小学校を通じて配布と回収 650 人（web 回答可）
- ⑤中学生本人（2年生）… 中学校を通じて配布と回収 600 人（web 回答可）
- ※その他子育て関係団体にヒアリング調査を実施（5 団体程度）

主な調査項目

- ・別紙、調査項目参照（青色部分は、国から示されると予測される調査必須項目）
- ・中津川市の子育て支援策、子育ての環境や支援への満足度、自由意見など
- ・子どもの貧困対策計画策定に必要な項目、ヤングケアラーに関する項目を追加
- ・インターネット（SNS 等）の利用に関する項目

スケジュール

令和5年10月	ニーズ調査等業務にかかるプロポーザル実施（9月）、契約
11月～12月	調査内容検討
12月	順次調査票発送
令和6年1月	調査票回収、集計入力
2月	集計（速報値）結果報告、子育て団体等ヒアリング
3月	報告書納品

《委託業務の内容》

- * 調査項目の決定にかかる提案、支援、助言
- * 調査票の作成及び印刷、回答済み調査票のデータ入力、データの集計及び分析
- * 関係団体等へのヒアリング、課題の整理、需要量の推計及び目標量の検討支援
- * 報告書の作成、子ども・子育て会議への出席など

現時点での情報

- ・こども基本法（令和5年4月施行）で、市町村は国のこども大綱と、県のこども計画を勘案し、子ども計画を定めるよう努めることとされた。（市町村の努力義務）
- ※こども大綱は、未だに公表されておらず、年内に公表される予定
- ・子ども本人の意見を反映させるよう国から求められているが、詳細については示されていない。
- ・子ども・子育て支援事業計画から、こども計画への移行も想定される。